

第89回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社 **立花エレクトック**

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためCSR推進担当の取締役を任命するとともに、担当する組織として管理本部にコンプライアンス室を設置する。同室はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) コンプライアンス室は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス室長がCSR推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、コンプライアンス室が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、CSR推進担当役員が管轄するコンプライアンス室と品質・安全・環境管理室がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する会計審査部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する品質・安全・環境管理室を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。

- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 社内通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。

- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組み

当社は、建設業における工事安全衛生活動として、工事に係わる社員を対象に労働安全衛生法勉強会や送り出し教育を実施するとともに、新入社員及び中途採用者を対象としたコンプライアンス研修を実施し、更には全社ISO活動を通じて業務に密着したコンプライアンス活動を推進するなど、法令及び定款を遵守するための取組みを実施しております。また、社内報にコンプライアンス違反事例を掲載し、広く社内啓蒙しております。

なお、当期における内部通報の実績はありません。

2. 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度においては12回開催し、各議案について審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされております。従って、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、当社グループにおける業務執行の適正及び効率性を確保するため、国内子会社・海外子会社それぞれの役員を対象とした研修会を実施し、当社グループのガバナンス強化に努めております。

3. 監査役の職務執行について

社外監査役を含む監査役は取締役会への出席を通じ、また、常勤監査役は経営執行会議及びその他の重要会議への出席を通じて、取締役の職務執行並びに内部統制の整備、運用状況を確認しております。かつ、会計監査人及び内部監査室などの内部統制に係る組織と適宜情報交換を行っており、連携を保ちながら監査役としての監査の実効性を確保しております。

Ⅱ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

しかしながら、当社の支配権の移転を伴う買付提案の中には、株主の皆様が買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないものなど、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとは判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かを株主の皆様が合理的かつ適切に判断していただくためには、事前警告型買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「**本プラン**」という。）を導入し、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要なかつ十分な機会を確保することが重要であると考えております。

2. 企業価値の向上に向けた取り組み

(1) 事業戦略の取り組み

当社は、創立 100 周年を迎える 2021 年に向けてさらなる成長を期し、6 カ年の中長期経営計画を策定いたしました。名称は「C. C. J 2 2 0 0」——。「チェンジ（変革）」「チャレンジ（挑戦）」を継続することによって大きく「ジャンプアップ（飛躍）」し、連結売上高 2,200 億円を達成しようという思いを込めました。国内で築いた「技術商社」としての地位を中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社」を目指してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最重要課題と認識し、執行役員制度を導入し事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役と執行役員の任期を1年とするとともに、経営の効率性の向上と健全性、透明性を確保することで株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様の利益に適う経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

3. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「**大規模買付ルール**」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「**大規模買付情報**」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会は、本プランを適正に運用するとともに恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割り当ての発行等その時点で最も適した対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとし、

従って、本プランは、株主共同の利益を損なうものではないとともに、役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」、経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第 440 条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

(2) 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成 28 年 6 月 29 日開催の当社第 87 回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社取締役会もしくは当社株主総会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

(3) 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

(4) 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

大規模買付行為に対する対抗措置の発動は、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を 1 年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書
(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,874	6,088	42,965	△ 891	54,036
当期変動額					
剰余金の配当			△ 782		△ 782
親会社株主に帰属する 当期純利益			4,539		4,539
自己株式の取得				△ 1	△ 1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		152			152
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	152	3,756	△ 1	3,907
当期末残高	5,874	6,240	46,722	△ 892	57,944

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,639	0	445	471	5,556	1,371	60,964
当期変動額							
剰余金の配当							△ 782
親会社株主に帰属する 当期純利益							4,539
自己株式の取得							△ 1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動							152
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,736	△ 6	△ 97	128	1,761	△ 138	1,622
当期変動額合計	1,736	△ 6	△ 97	128	1,761	△ 138	5,530
当期末残高	6,375	△ 5	347	599	7,317	1,233	66,495

IV 連結計算書類の「連結注記表」

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 16 社

連結子会社の名称

研 電 工 業 (株)	タチバナセールス (香港) 社
(株) 立花宏和システムサービス	台湾立花股份有限公司
(株) テクネット	立花機電貿易 (上海) 有限公司
(株) 大 電 社	タチバナセールス (韓国) 社
(株) 立花デバイスコンポーネント	タチバナセールス (バンコク) 社
(株) 高 木 商 会	タチバナセールス (インドネシア) 社
立花オーバーシーズホールディングス社	高 木 (香 港) 有 限 公 司
タチバナセールス (シンガポール) 社	高機国際貿易 (上海) 有限公司

(注)1 タチバナセールス (シンガポール) 社・タチバナセールス (香港) 社・台湾立花股份有限公司・タチバナセールス (韓国) 社・タチバナセールス (バンコク) 社及びタチバナセールス (インドネシア) 社は、立花オーバーシーズホールディングス社の 100%出資子会社であります。

2 立花機電貿易 (上海) 有限公司は、タチバナセールス (香港) 社の 100%出資子会社であります。

3 高木 (香港) 有限公司は、(株)高木商会の 100%出資子会社であります。

4 高機国際貿易 (上海) 有限公司は、高木 (香港) 有限公司の 100%出資子会社であります。

2. 持分法の適用に関する事項

連結計算書類に与える影響が軽微であるため(株)高木システムについては持分法を適用しておりません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切り下げの方法) によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ①有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物 3 年～50 年・機械装置及び運搬具 4 年～12 年・工具、器具及び備品 2 年～20 年であります。
- ②無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④退職給付に係る負債の計上

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より 10 年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	157 百万円
建物及び構築物	1 百万円
土地	46 百万円
計	204 百万円

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	98 百万円
短期借入金	12 百万円
長期借入金	45 百万円
計	155 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,414 百万円

3. 満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

また、期末日約定決済の以下の売掛金及び買掛金が、期末残高に含まれております。

受取手形	1,974 百万円
支払手形	1,982 百万円
売掛金	748 百万円
買掛金	5,010 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式 26,025,242 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月29日 取締役会	普通株式	378	15	平成29年3月31日	平成29年6月12日
平成29年11月6日 取締役会	普通株式	403	16	平成29年9月30日	平成29年12月5日
計		782			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成 30 年 5 月 28 日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

①配当金の総額	605 百万円
② 1 株当たり配当額	24 円
③基準日	平成 30 年 3 月 31 日
④効力発生日	平成 30 年 6 月 11 日
⑤配当の原資	利益剰余金

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,585 円 82 銭
2. 1 株当たり当期純利益	179 円 85 銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については、預金もしくは安全性の高い金融資産によっており、事業活動に必要な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは外貨建て取引に係る債権債務についての為替相場変動をヘッジする目的、及び借入金の金利変動リスクを回避する目的に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

未収入金についてはその大半が主要仕入先に対する仕入割戻し金であり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。

有価証券・投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券で構成されており、定期的に把握した時価が管理部門担当役員に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日です。

また、当社企業グループの営業取引には一部、外貨建てによるものがあり、それに伴う売掛金、買掛金は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、適宜、デリバティブ取引（為替予約取引）をヘッジ手段として利用し、そのリスクを低減させております。

借入金は短期借入金、長期借入金とも主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するため信用度の高い銀行に限って取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 30 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注 2）参照ください。）

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,705	15,705	-
(2) 受取手形及び売掛金	63,893		
貸倒引当金（*1）	△60		
	63,832	63,832	-
(3) 未収入金	1,873	1,873	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	20,846	20,846	-
資産計	102,257	102,257	-
(1) 支払手形及び買掛金	43,625	43,625	-
(2) 短期借入金	1,582	1,582	-
(3) 長期借入金（*2）	107	107	0
負債計	45,315	45,315	0
デリバティブ取引（*3）	(8)	(8)	-

（*1）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

（*2）1 年以内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注 1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取扱証券会社からの時価情報によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 58 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主 資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	5, 874	5, 674	313	5, 988	349	27, 400	3, 867	31, 617	△891	42, 588
当期変動額										
剰余金の配当							△782	△782		△782
当期純利益							3, 496	3, 496		3, 496
別途積立金の積立						2, 500	△2, 500	-		-
自己株式の取得									△1	△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	2, 500	214	2, 714	△1	2, 713
当期末残高	5, 874	5, 674	313	5, 988	349	29, 900	4, 082	34, 331	△892	45, 301

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換 算 差額等合 計	
当期首残高	4,385	0	4,386	46,975
当期変動額				
剰余金の配当				△782
当期純利益				3,496
別途積立金の積立				-
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)	1,618	△6	1,612	1,612
当期変動額合計	1,618	△6	1,612	4,325
当期末残高	6,004	△5	5,998	51,300

VI 計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時 価 の な い も の……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……………定率法によっております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物付属設備は除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物 3 年～50 年・構築物 3 年～50 年・車輛及び運搬具 4 年～6 年・工具、器具及び備品 2 年～20 年であります。

(2) 無 形 固 定 資 産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞 与 引 当 金……………従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退 職 給 付 引 当 金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より 10 年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,285 百万円
2. 保証債務	
関係会社の仕入取引契約に係る債務の保証	81 百万円
関係会社の銀行借入金の保証	21 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	3,900 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	196 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	1,134 百万円

4. 満期手形等の処理

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が、期末残高に含まれております。

また、期末日約定決済の以下の売掛金及び買掛金が、期末残高に含まれております。

受取手形	642 百万円
電子記録債権	1,118 百万円
支払手形	175 百万円
電子記録債務	1,916 百万円
売掛金	663 百万円
買掛金	5,010 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売 上 高	9,567 百万円
仕 入 高	2,455 百万円
営業取引以外の取引高	34 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	786,741 株
------	-----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	40 百万円
賞与引当金	354 百万円
未払事業税	68 百万円
退職給付引当金	159 百万円
有価証券評価損	76 百万円
関係会社株式評価損	348 百万円
商品評価損	84 百万円
その他	121 百万円

繰延税金資産 小計	1,254 百万円
評価性引当額	△ 516 百万円
繰延税金資産 合計	738 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	2,545 百万円
その他	0 百万円

繰延税金負債 合計	2,546 百万円
繰延税金資産の純額	△ 1,807 百万円

(関連当事者情報)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱立花デバイスコンポーネント	(所有) 直接 100	コンポーネント品等を当社へ販売 資金の援助	資金の貸付 利息の受取	913 7	短期貸付金	1,000
子会社	タチバナセールス(香港)社	(所有) 間接 100	半導体製品を当社が販売	商品の販売	4,175	売掛金	1,163

(注1) ㈱立花デバイスコンポーネントに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して金利を決定しており、取引金額は貸付期間における平均残高を記載しております。

(注2) タチバナセールス(香港)社に対する商品の販売については、一般的な取引条件を参考に価格等を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,032 円 62 銭
2. 1株当たり当期純利益	138 円 55 銭

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度を設けており、退職給付信託を設定しております。また、平成 29 年 4 月より新たに確定拠出年金制度も設けております。

2. 退職給付債務等の内容

a. 退職給付債務	△	4,642 百万円
b. 年金資産		5,175 百万円
c. 未積立退職給付債務 (a + b)		533 百万円
d. 未認識過去勤務費用		13 百万円
e. 未認識数理計算上の差異	△	877 百万円
f. 貸借対照表計上額純額 (c + d + e)	△	330 百万円
g. 退職給付引当金	△	330 百万円

3. 退職給付費用の内容

a. 勤務費用		222 百万円
b. 利息費用		44 百万円
c. 期待運用収益	△	47 百万円
d. 過去勤務費用の費用処理額	△	1 百万円
e. 数理計算上の差異の費用処理額	△	81 百万円
小計		137 百万円
f. 確定拠出年金制度の拠出金		120 百万円
g. 割増退職金等		2 百万円
h. 退職給付費用 (a + b + c + d + e + f + g)		260 百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

a. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
b. 割引率	1.0%
c. 長期期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.0%
d. 過去勤務費用の額の処理年数	発生年度より 10 年
e. 数理計算上の差異の処理年数	発生年度より 10 年